

快適トイレ設置工事実施要領

（目的）

第 1 条 建設業において誰もが働きやすい職場環境となるよう、男女ともに快適に使用できる仮設トイレ（以下、「快適トイレ」という。）を設置する工事を実施する。

（定義）

第 2 条 この要領において、「快適トイレ」とは、原則、別紙の①～⑪の仕様を満たすものとする。ただし、別紙の⑫～⑰については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であるため、必ずしも設置を求めるものではない。

（対象工事）

第 3 条 公告するすべての工事を対象とする。

（入札公告等への明示）

第 4 条 発注者は、入札公告において、快適トイレ設置工事実施案件である旨を特記仕様書のチェック欄に示すこと。

（経費の計上）

第 5 条 快適トイレ設置に関する経費は、共通仮設費の営繕費に「快適トイレ設置費」として変更契約で計上するものとする。

2 快適トイレの経費は、男女別に 1 台ずつ計上できるものとし、51,000 円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上する。なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型（入口が男女別に限る）の場合、1 ハウスで 102,000 円/基・月を上限に計上できるものとする。

※ 「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（運搬、設置、撤去、通常の維持管理を除いた賃料及び基本料（整備費））から 10,000 円/基・月を差し引いた額とする。

3 「運搬」、「設置」、「撤去」、「通常の維持管理」に関する経費などは共通仮設費（率計上分）に含まれている。

4 「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

（その他）

第 6 条 受注者は、具体的な実施内容・実施期間を施工計画書 第 1 項(13)現

場作業環境の整備に記載すること。なお、快適トイレを設置できない特段の理由がある場合は、監督員と協議すること。

- 2 受注者は施設・設備を設置完了後、現地、又は写真により監督員の確認を受けること。
- 3 受注者は快適トイレの設置に要した経費（リース会社の見積り等）及び設置期間を監督員へ報告すること。

【試行要領】

附則 この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

附則 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。

附則 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

【実施要領】

附則 この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。

別紙

【快適トイレに求める機能】

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等
（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）